

# 宇部市個人情報保護対策審議会会議録

日時 平成27年11月26日(木) 16時00分～17時50分  
場所 宇部市役所 4階 第2委員会室

## 1 議 題

### (1) 審議事項

コンビニエンスストアにおける住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書等の交付サービスに関する通信回線による電子計算組織の結合について

### (2) 報告事項

宇部市個人情報保護条例及び同条施行規則の一部改正について

## 2 その他

### 出席者

大崎会長 松藤副会長  
加藤委員 鈴川委員 金山委員 野村委員

議題に関する職員

#### 【総務管理部】

(市民課)

松谷課長 喜志多課長補佐

(市民税課)

野村課長 西村課長補佐

#### 【総合政策部】

(ICT推進課)

河村課長

(事務局)

藤崎部長 前澤次長 平山次長

床本課長 濱原課長補佐

重村係長 河野主任

---

## 会 議 の 概 要

(会長)

本日の審議事項は1件となっております。委員の皆様活発な御意見をお願いいたします。

それでは、「コンビニエンスストアにおける住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書等の交付サービスに関する通信回線による電子計算組織の結合について」説明をお願いします。

(市民課)

【別添資料に基づき説明を行う】

(会長)

ありがとうございました。本日の審議事項は、大きく2点に分けて審議を行いたいと思います。

まず、1点目は、宇部市個人情報保護条例第10条で電子計算機の結合を原則禁止としておりますが、ただし書きに「市民の福祉の向上又は公益のためその必要があり、かつ、市民の基本的人権を侵害するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。」とありますので、審議事項がこれにあたるか審議いたします。

2点目は、同条例第18条の業務の委託等に「実施機関は、個人情報取扱業務を外部に委託するときは、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。」とありますので、委託に関して皆さんの御意見を伺っていきたいと思います。

以上2点について、当会で審議を行いたいと思います。では、何か御質問、御意見はありませんでしょうか。

(委員)

取り扱う個人情報は、①住民基本台帳システムデータ、②印鑑登録システムデータ、③税証明発行システムデータ、④戸籍システムデータとありますが、一般的に他県他市でこれまでに悪用された事例等がありますか。

(市民課)

地方公共団体情報システム機構から、そのような事例があった話は聞いておりません。

また、県内の先進自治体に悪用された事例等はないか確認しましたが、ないとの回答でありました。コンビニ交付システムは、利用者が個人番号カードを機械にかざし、4桁の暗証番号を入力し操作します。暗証番号を3回間違えると使用が不能となりますので、悪用の可能性は非常に低いと考えます。

(委員)

個人情報の悪用等では、内部からの情報流出が要因としてよく挙げられます。システムについて、セキュリティ性が高い事は理解しましたが、内部からの情報流出の心配はないですか。

(市民課)

コンビニ交付システムは、基本的に利用者が操作いたしますので、コンビニの店員が関わること

はございません。ただし、利用者から店員に操作等の質問があれば、対応することはあると思います。

(委員)

個人番号カードを紛失した場合、届出をすればカードの効力は無効になりますか。

(市民課)

紛失された場合は、まず警察に届け出て下さい。その後、使用停止又は場合によっては個人番号の変更等手続きを行うようになります。また、先程ご説明しましたように、個人番号カードを利用する際は、4桁の暗証番号が必要となりますので、悪用される可能性は低いと考えます。

(委員)

コンビニに設置してある端末は、個人番号カードの本人の顔写真は読み取らないのですか。

(市民課)

写真を認識することはできません。

(会長)

窓口で住民票等を請求する時には、通知カードだけで本人確認書類となりますか。それとも、通知カードとは別に本人確認の書類が必要ですか。

(市民課)

通知カードは、本人確認には使用できないこととなっております。基本的に通知カードは本人に個人番号の通知をするものですので、通知カードを窓口を持ってこられた場合は、通知カード以外の本人確認書類で別途本人確認を行います。

(委員)

コンビニ交付システムは、他人でも本人の暗証番号を教えてもらえれば使用できるのですか。

(市民課)

個人番号カードと暗証番号が合致すれば、使用は可能ですが、市としてはお勧めできません。

(委員)

やはりコンビニ交付システムを利用する際は、他に個人が特定できるものが必要になるのではないのでしょうか。特に高齢者は悪用される可能性が高いのでは。

(市民課)

市としても、他人に暗証番号を教えない等、引き続き注意・喚起していかなければならないと考えております。

(委員)

窓口で第三者が交付を受ける場合、委任状が必要となるが、コンビニ交付システムでは、本人の

暗証番号が分かれば必要ないですよ。

(市民課)

はい。個人番号カードと暗証番号が合致すれば、使用は可能です。

(会長)

コンビニ交付システムは窓口交付と比べ、どうしても脆弱性がありますが、個人番号カードの暗証番号、コンビニ店員の目、監視カメラ等がありますよね。

(市民課)

はい。防犯カメラを設置することが交付実施の条件のひとつとなっております。

(会長)

直接的ではないにしろ、色々な面で間接的に監視しているということですね。

(市民課)

はい。また、先程の個人番号カードの暗証番号についてですが、市も誕生日等簡単な数字にしないよう注意・喚起してまいります。

(委員)

個人番号カードの更新手続きはいつされるのですか。

(市民課)

成人は10回目の誕生日、未成年者は5回目の誕生日となります。

(委員)

コンビニと契約を結ぶ際、コンビニ交付に係る取扱（マニュアル）等がありますか。

(市民課)

契約書には記載が見当たりませんが、コンビニ従業員による不正行為は、就業規則により禁止されており、また、コンビニの社員教育は徹底させていると契約の相手方である地方公共団体情報システム機構から聞いております。

(委員)

コンビニ店員の大半は、アルバイト店員が占めていると思いますが、社員教育がどこまで行き届いているか少し不安に思います。

(市民課)

個人情報の管理体制として、コンビニ内では、通常店長が個人情報取扱責任者となり、個人情報保護の徹底が図られるよう、社員教育を徹底しなければなりません。また、コンビニ交付システムの端末はシンプルで操作が簡単になっており、店員が通常利用中の端末に近づくことは少ないと考えられます。しかしながら、店員は全く何もしないのではなく、銀行のATMと同様、最初、どこ

のボタンからメニューに入るかなどの利用者からの問合せについては臨機応変に対応をいたします。

(委員)

窓口交付とコンビニ交付では、支払料金の違いはありますか。

(市民課)

交付手数料の金額は、宇部市手数料徴収条例で決まっております。条例を変更しなければ、どちらも同額となります。今後の額の設定については検討予定です。

(委員)

通知カードを紛失すると大変なので、不安であるため家に保管してもいいですか。

(市民課)

今後は、個人番号カードを多方面で使用する機会が増えてくると思われます。市としても是非取得活用していただきたいと考えております。なお、個人番号カードの取得自体は任意となります。

(ICT 推進課)

以前にも、住民票コードというものがあまして、あまり使用することがなく、もらった通知がどこにいったかということがあり、それと同じようなイメージで捉えていらっしゃると思います。個人番号につきましては、例えば、お勤めの方は、会社から源泉徴収票を税務署に出す時に、必ずその番号を記載して出す、あるいは会社にお勤めの方に扶養家族がいらっしゃる場合、その方の個人番号を会社に提出しなければならない等、実際に個人番号を使用する機会がかなり多くなると思われます。

(委員)

写真はやはり必要になりますか。

(ICT 推進課)

通知カードは、個人番号が確認できるだけのことで、本人確認が別に必要となります。通知カードだけで、それを使う時に本人であることを確認するために、免許証やパスポート等の提示が必要となりますが、個人番号カードは顔写真が付きますので、本人確認が併せて可能となります。一枚のカードで、番号確認と本人確認が一度で可能となりますので、本人確認の身分証明書を別に持つ必要がないため、色々な手続きがスムーズになると考えていただければと思います。

(委員)

では、今後は個人番号カードを財布に携帯していくことになりますか。

(ICT 推進課)

現在、使用できる範囲は、税保障関係ということですが、今後、今回のコンビニ交付も含めて、カードを使用して色々な手続きに役立てていくために、使用範囲が広がってくれば、使用する機会も増え、財布の中に個人番号カードを常に携帯し、いつでも使用できる状況になる可能性もあると考えております。

(委員)

通知カードだけでは、身分証明書にならないけど、個人番号カードであれば身分証明書にもなるということですね。例えば、これは行政だけでなく、他のところでも身分証明書として使用することができますよね。

(ICT 推進課)

はい。顔写真が入っていますので、公的な身分証明書としてお使いいただけます。

(委員)

問題は、私も職場で結果的に本人確認する際に、免許証のコピーをしますが、今回の個人番号カードは裏面に番号が記載されています。裏面は絶対にコピーしないということではありますが、コピーの仕方として、窓口に来られた方の目の前でされるのですか。それとも、窓口に来られた方から見えないところでされるのでしょうか。これは、信用する・しないの問題ではなく、それほど重要な物なので、個人番号カードが公に身分証明書として使える場合は、例えばよそでコピーを取らせて下さいということもあるかと思います。その場合、個人番号カード裏面のコピーを 100%取っていない証拠はないと思います。目の前でコピーするのと、見えないところでコピーするのでは、コピーをする側にリスクが伴ってくる場合があるのではないのでしょうか。また、申請者側もコピーをされた時に、自分の情報が漏れたのではないかと危惧を覚えるのではないかと疑問に思うのですが。

(ICT 推進課)

実際に制度として、法的に個人番号カードの裏面については、目的外に番号を取得することができないことになっておりますので、それ自体が法に触れる行為になりますが、今のお話はそれを実際にどう担保するのかということだと思います。それについては、これを扱うのは行政だけでなく、民間事業者の方も扱う中で、どういう形で適正に行われていくのか、それについては、今、民間事業所においても、個人番号を扱うことについての安全管理基準等を設けて、組織としてきちんと担保する必要があり、社員教育等も含めた体制を整えていくことで対処することになります。民間も含めどのようにカード・番号を適正に扱っていくのかが、この制度のキーとなると考えております。

(会長)

個人情報の観点から、コンビニ交付において、リスクが高いのは人的なものであり、システムについても少し脆弱性があると思われま。LGWAN（総合行政ネットワーク）は行政専用のネットワークなので、安全性が保たれているのは理解しましたが、証明書交付センターから各コンビニは何か専用回線を使用しているのですか。

(市民課)

はい。外部から侵入できないように、コンビニ交付のためだけの専用回線を使用しております。

(会長)

それでは、審議に入りたいと思います。まず、一点目の審議として、「市民の福祉の向上又は公益のためその必要性があるか」という点について、何かご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

(会長)

必要性が認められると思われる方は挙手をお願いします。

<全 員 賛 成>

(会長)

ありがとうございます。では、次に、「市民の基本的人権を侵害するおそれがないと認められるか」ということについて、ご意見はございますでしょうか。

(委員)

コンビニと契約する際、個人情報の取扱いについては、契約書に十分記載し、担保は取れていると思いますが、個人情報の取扱いについて、コンビニ店長は管理責任者でもあることから、適正に判断されると思いますが、アルバイトを含めた末端の社員の教育には少し不安があります。

(会長)

コンビニ交付については、利用者個人が端末を操作し発券するため、基本的にコンビニ店員が個人情報に関わることはないシステムだと思います。先程、ご説明があったように、利用者からメニューボタンの操作方法を問われ、コンビニ店員が説明する場合、誤ってその後の画面の情報を見ってしまう事があるかもしれません、そういうことが発生すれば、個人情報の漏洩のリスクが高まることとなります。これについては、社員教育等を徹底する必要性があり、果たしてどこまで教育が行き渡るか少し心配はありますが、社員教育や契約書において、カバーするということで了解してもよろしいでしょうか。

(委員)

個人情報取扱いの重要性を、どれだけ社員教育の中で浸透させていくか、今後問題であり、少し懸念するところではあります。このシステムを根本から否定するわけではございませんのでご理解下さい。

(会長)

それでは、そろそろ決を採りたいと思います。市民の基本的人権を侵害するおそれがないという点でお尋ねしますが、認めてよろしいという方は挙手をお願いします。

<全 員 賛 成>

(会長)

ありがとうございます。では、次に個人情報を含む業務を委託することについての審議を行いたいと思います。ご意見はいかがでしょうか。

<意見なし>

(会長)

では、外部委託することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

<全 員 賛 成>

(会長)

それでは、全会一致で、当該議題について承認したいと思います。

続きまして、報告事項「宇部市個人情報保護条例及び同条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【別添資料に基づき説明を行う】

(会長)

特に条例第4条の4が個人情報保護対策審議会に大きく関わってくるところだと思います。特定個人情報保護評価に関する規則において、第三者の意見を聴かなければならない場合、当審議会において審議することになったということで、審議会の所管事項が一つ加わったことになります。

よろしければ、この報告事項もこれで終了したいと思います。

<意見等特になし>

(会長)

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。会議の円滑な進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。